

BTMU Global Business Insight

EMEA & Americas

May 23, 2014

三菱東京UFJ銀行 国際業務部



1. オランダ持株会社設立のメリット(1)
2. ラテンアメリカを理解する(2) ラテンアメリカ経済の特色
3. 政治・経済・産業トピックス

1. オランダ持株会社設立のメリット(1)

1 はじめに

オランダは早くから資本参加免税を導入し、一定要件を満たす外国子会社からの配当、株式譲渡益を非課税としており、それゆえ中間持株会社が多数設立されています。本稿においては、オランダ持株会社設立のメリットを税務上の優位性の観点から説明します。

2 オランダ法人税制の特徴

オランダは、海外からの投資に対し有利な税制を提供しています。代表例として、資本参加免税、利子、ロイヤリティーに対する源泉税免除、ATR(Advance Tax Ruling)、APA(Advance Price Agreement)などがあります。また適格R&Dに対する優遇税制として、イノベーションボックス課税(税率5%)が導入されています。2012年以降新日蘭租税条約が適用されており、一定要件を満たす日本の会社に対する配当源泉税は免税になりました。下記図表1に記載のとおり、オランダの法人税率は25%です。過去に法人税率の引き下げが検討された際、日本のタックスヘイブン税制に配慮して法人税率が25.5%とされたことがありました。オランダは税制を投資環境の重要な構成要素と位置づけ、日本企業に不利にならないよう配慮しています。

(図表 1) 法人税比較

	オランダ	ドイツ	英国
法人税率	基本税率 25% 20% (200,000 ユーロまで)	約 30%	23% (2014 年 4 月 1 日から 21%、2015 年 4 月 1 日から 20%)
資本参加免税 - 配当	最低保有割合 5%	最低保有割合なし 95%非課税	最低保有割合なし 適格要件あり
資本参加免税 - キャピタル ゲイン	最低保有割合 5%	最低保有割合なし 95%非課税	最低保有割合 10%
対日本 配当源泉税	0%	15%	0%
過少資本税制	2013 年廃止 支払利子控除制限規 定	支払利子控除制限規 定	移転価格文書化要求 Worldwide debt cap
CFC rules	該当なし	適用除外規定あり	適用除外規定あり
連結納税	95%以上の株式保有 関係	50%以上の株式保有 関係	連結納税はないが、75%以 上関係会社にグループリ ーフ規定あり
税務上の欠損金	繰戻還付 1 年 繰越控除 9 年	繰戻還付 1 年 繰越控除要制限	繰戻還付 1 年 (一定期間は 3 年) 繰越控除要制限

(注) タックスヘイブン対策税制

実効税率がトリガー税率(20%)以下の一定の海外子会社の所得を、当該特定外国子会社等における所得の留保の有無に関わらず、その持分に応じて、日本の親会社の所得と合算課税する制度。特定外国子会社等が、独立企業としての実体を備え、かつ、その本店所在地国において事業活動を行うことについて十分な経済合理性があると認められる所定の基準(「適用除外基準」)を満たす事業年度については、合算課税の対象外とされます。

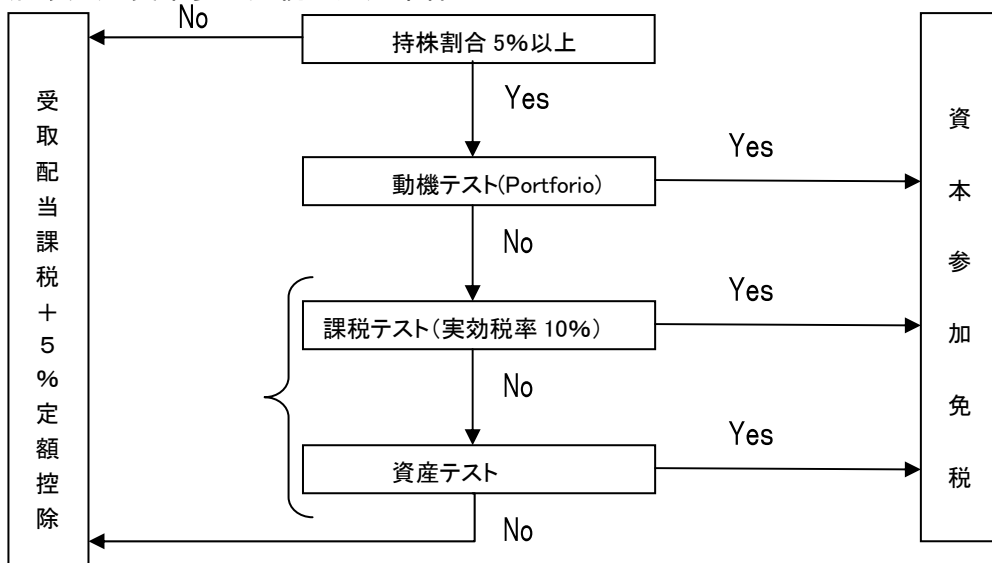
3 オランダ持株会社の優位性

(1) 資本参加免税

資本参加免税の適用条件として、投資会社の発行済株式等の最低 5%を保有し、かつ動機テスト(ポートフォリオ投資に該当しない)を満たすことが必要です。動機テストを満たさないときは、課税テスト(Subject to tax test)又は資産テスト(Asset test)を満たすことにより資本参加免税が適用されます。(下記図表2参照)資本参加

免税が適用される場合、配当及び株式譲渡益は 100%非課税となります。日本の外国子会社配当益金不算入制度では、日本の親会社が発行済株式等の 25%以上を保有する外国子会社からの配当は、その配当の 95%が益金不算入とされます。日本の親会社の持株比率が 25%未満の場合、日本では配当益金不算入となりませんが、当該株式をオランダ持株会社に現物出資することにより、投資先からオランダ持株会社への配当はオランダで非課税とされ、オランダ持株会社から日本への配当源泉税は持株割合に応じて 5%又は 10%となりますが、オランダ持株会社から日本の親会社へのグロス配当額の 95%相当額が益金不算入となる可能性があります。

(図表 2) 資本参加免税の適用条件



(2) Advance Tax Ruling(ATR)

オランダでは、資本参加免税の適用に関しオランダ税務当局に事前確認し、税務上の取扱いに関する安定性を確保することができます。この事前確認制度は ATR と呼ばれ、4 年間有効で更新も認められます。税務当局に事前確認した際の前提条件などに変更がなければ、資本参加免税の適用が税務調査等で問題となることはありません。税務当局との確認文書には、取引事実、適用年度、税務の取扱いが記載されます。但し、資本参加免税に対する ATR を申請する際に下記実質要件を満たすことが求められます。

- ① オランダ居住取締役が50%以上であること
- ② 取締役はオランダで日常業務を独立的に行うに十分な能力と権限を有すること
- ③ 取締役会、株主総会がオランダで開催されていること
- ④ 主要な銀行口座はオランダにあること
- ⑤ 会計帳簿はオランダで作成保管されていること
- ⑥ 会社は、法人税、VAT、賃金税など適正な納税申告を行っていること
- ⑦ 会社の登録住所はオランダにあること
- ⑧ 会社は他国の税務上の居住法人に該当しないこと
- ⑨ 会社は資産、リスク、機能に応じた十分な資本を有すること

最近、配当源泉地国において、租税条約の軽減税率の適用に関連し、オランダ持株会社の実質が問われることもあります。オランダ税務当局が発行する居住証明に加えて上記の実質要件を満たすことが重要です。

(3) 広範な租税条約網、EU 親子会社指令

オランダでは、資本参加免税により配当非課税とされるため、外国子会社で課された源泉税を税額控除することができません。従って配当源泉地国において、源泉税が非課税又は軽減されることが重要となります。オランダは 90 カ国以上の国と租税条約を締結しており、条約締結国からの配当源泉税は非課税又は軽減されます。配当源泉税の軽減税率を比較した場合、下記図表3に記載のとおり、ロシア、南アフリカ、トルコなどの国については、オランダが有利と言えます。また EU 内の子会社には親子会社指令が適用され、配当源泉税が免除される可能性があります。このように租税条約、EU 親子会社指令により配当源泉税が免除又は軽減され、資本参加免税による投資効率が向上することになります。

(図表 3) 配当源泉税

EU 外諸国からの配当軽減税率

投資国	オランダ	ドイツ	英国
バーレーン	0%	n/a	0%
ブラジル	0%	n/a	0%
中国	10%	10%	10%
エジプト	0%	15%	0%
インド	0%	10%	0%
モロッコ	10%	5%	10%
ロシア	5%(25%以上保有)	5%	10%
南アフリカ	5%(10%以上投資)	7.5%	10%
チュニジア	0%	10%	0%
トルコ	10%	5%	15%(25%以上保有)

(4) 新日蘭租税条約

2012 年 1 月以降、新日蘭租税条約が適用されています。日本の親会社が、オランダ持株会社の議決権の 50%以上に相当する株式を直接又は間接に、配当を受ける者を決定する日まで 6 箇月の期間継続して保有している場合、オランダから日本に支払われる配当源泉税は免税とされます。詳細は下記図表4の旧条約、新条約対比をご参照下さい。新条約の適用を受けるには、最初の配当時にオランダ税務当局に対し事前申請を行う必要があります。申請書には、親会社名、オランダ会社の発行株数、日本の親会社の持株割合、取得日、租税条約の恩典制限条項に該当しないことなどを記載する必要があります。

(図表 4) 日蘭租税条約

2012 年 1 月施行

	配当		利子	使用料
	適格配当 (最低持株比率)	その他		
旧条約	5% (25%以上)	15%	10%	10%
新条約	0% (50%以上) 5% (10%以上)	10%	0% (金融機関等) 10% (その他)	0%

4 おわりに

本稿では、オランダ持株会社設立のメリットについて、税制の観点から考察しました。オランダは、資本参加免税、広範な租税条約網、新日蘭租税条約など投資キャッシュフローの極大化を実現する制度を提供しています。英国、日本と相次いで資本参加免税を導入しましたが、海外投資家に配慮した安定的税制、柔軟な税務当局、現物出資制度の簡素化など総合的に判断した場合、オランダに持株会社を設立するメリットは決して小さくないと言えます。経済のグローバル化が進み、日系企業の海外進出、国際的資本再編が多くみられる中で、オランダ持株会社を検討する意義は十分にあります。次回は「オランダ金融会社のメリットと留意点」について説明する予定です。

(2014 年 4 月 14 日作成)

記事提供: Ernst & Young Accountants LLP (オランダ)

パートナー 富永 英樹

2. ラテンアメリカを理解する(2) ラテンアメリカ経済の特色

(前回レポートは、以下URLをクリックして、本文をご参照下さい。)

<http://www.bk.mufg.jp/report/insemeaa/BW20140509.pdf>

概要

ラテンアメリカについて概説するシリーズの2回目。本稿では、豊かな資源や拡大する市場など、ラテンアメリカ経済の特色について説明する。

ラテンアメリカ経済の特色

他の地域と比較した場合の優位性に加え、ラテンアメリカの特色について列記する。

1. 豊かな資源

大航海時代の中で1492年にコロンブスがカリブ海の島に到達したことを契機に、先住民からスペインやポルトガルへと開発の主役が移り、ラテンアメリカの経済は大きく飛躍した。ラテンアメリカで産出される第1次産品が欧州に渡り、欧州の産業や社会の発展に寄与した。世界経済の発展が欧州の大陸から英国に、その後米国へと移る中、重要なサプライ・ソースとしての役割を担ってきた。そして現在も、特に中国を含むアジアを中心とした世界経済の拡大に寄与し、ますますその役割が大きくなっている。

(1) 金属資源

まず、大量の金や銀がペルーやメキシコから欧州に運ばれ、その後は欧米の工業や社会の発展に応じて、銅、鉄、亜鉛などの鉱物やダイヤモンド、エメラルド、アクアマリン、ラピスラズリといった貴石・半貴石などが輸出された。今後もその重要性は増すだろう。

荒涼としたチリのアタカマ砂漠に点在する鉱山と塩湖を訪れると、欧米の消費動向によってラテンアメリカが大きく振られる姿の一つを目の当たりにできる。19世紀後半に英国資本によって開発されたチリの硝石は化学肥料として世界中で利用された。この資源をめぐり、ペルー、ボリビア、チリの3カ国を巻き込んだ太平洋戦争(1879～1884年)が起こり、この一帯はチリ領になった。

さらに、無煙火薬が発明された直後の1880年代の硝石ブームによってこの地方は目覚ましい発展を遂げ、チリも飛躍的に成長した。砂漠地帯に多くの工場が建設され、劇場などが並ぶ英国風の優雅な町が出現し、立派な港湾や鉄道も整備された。しかしながら、肥料や爆薬の製造は化学工業にシフトした結果、硝石産業地帯は廃虚となり、「ハンバーストーンとサンタ・ラウラ硝石工場群」として世界遺産に登録されている。

一方、アタカマ砂漠は20世紀初めに銅鉱山の開発が活発になり、現在では世界で最も大きな銅鉱石の産出地帯の一つとなっている。さらに、電気自動車を含む蓄電池の需要が急増する中で、リチウムの消費が激増することが予測されるが、チリの塩湖はその重要な供給源として脚光を浴びている。

世界経済の発展の中で、引き続き金属のサプライ・ソースとして、ラテンアメリカの存在は重要なポジションを占めるとされる。金属資源の開発には巨大な資金と時間が必要となるが、技術と資金の上で日本の役割は大きいといえよう。

2012 年度の主要金属生産に関するラテンアメリカのシェアは次の通りである。

金属	シェア(%)	主要生産国
ニオブ	92	ブラジル
リチウム	44	チリ、アルゼンチン
銀	42	メキシコ、ペルー、ボリビア他
銅	42	チリ、ペルー、メキシコ他
スズ	27	ペルー、ボリビア、ブラジル他
モリブデン	26	チリ、ペルー他
ボーキサイト	19	ガイアナ、ブラジル他
亜鉛	18	ペルー他
ニッケル	14	コロンビア、キューバ他
鉄鉱石	13	ブラジル他
鉛	12	ペルー他

(出所:USGS(米国地質調査所)Feb.2013)

(2)食料資源

金属資源と同様に、ラテンアメリカが生産する食料は、まず欧州の人口増加を支えた。ラテンアメリカは、これからも膨張し続ける地球の人口を支える重要な地域であると考えられる。

コロンブスがアメリカ大陸を発見したことに伴う影響は数多くあるが、「コロンブス交換」は、東半球と西半球の間で植物、動物、病気や思想などありとあらゆる面で交換が起きたことの総称である。グローバルゼーションともいえるが、植物ではラテンアメリカからジャガイモ、トウモロコシ、トマト、カカオなどが欧州に持ち込まれ、東半球の食文化そのものを変えてしまった。

一方、他の地域からラテンアメリカに持ち込まれた農産品にはサトウキビ、小麦、コーヒー、エジプト綿などがあるが、これらは風土に根付き、やがて欧米諸国への輸出産品としてラテンアメリカの発展に大きく寄与した。動物では牛、馬、豚、羊が同様のポジションにある。この産業発展の中で、必要な労働力を得るためにアフリカから連れてこられた奴隷も「コロンブス交換」の一つといえるだろう。

食品に加え、家畜用飼料として世界的に消費が急増している大豆は中国が原産で、ラテンアメリカに持ち込まれたのはつい最近の 19 世紀のことだが、ブラジルは今や米国に次ぐ世界有数の生産国になった。その背景には、日本の協力があつたことが特筆される。日本とブラジルが一体となり、ブラジルの中央に広がる広大な不毛の地「セラード」を穀倉地帯に変えるプロジェクトが 1979 年から始まった。品種改良、土壌改良、大規模なかんがいといった技術革新により、2005 年には、ブラジルは米国をしのぐ世界最大級の大豆輸出国となった。これは日本の

資金援助と技術協力によるものといわれ、ブラジルで高く評価されているが、このことを知っている日本人が極めて少ないのは残念である。

ラテンアメリカの食料生産の地位を次のようにまとめてみたが、残されている耕作地がいまだ多く残っていることから、引き続きラテンアメリカが食料の供給基地としてますます重要になってくると思われる。

品目	シェア(%)	生産国
大豆	48	ブラジル、アルゼンチン他
牛肉	42	ブラジル、アルゼンチン他
鶏肉	21	ブラジル、メキシコ他
バナナ	18	エクアドル、ブラジル他
トウモロコシ	14	ブラジル、アルゼンチン他

(出所:USDA(米国農務省)Feb.2013)

2. 拡大する市場

ラテンアメリカの独立国は 33 カ国、面積は世界の 15%、人口は世界の 8%である。人口 5 億 9000 万人のラテンアメリカの経済規模は、13 億人の中国に匹敵し、東南アジア諸国連合(ASEAN)の約 2.5 倍である他、ブラジルの経済規模は ASEAN10 カ国を上回る(出所:国際通貨基金(IMF)World Economic Outlook Database)。

21 世紀が始まると、中国を中心としたアジア経済が急成長し、これに伴い第 1 次製品の輸出の急増でラテンアメリカ経済も急速に拡大した。2008 年の世界的な経済危機によってラテンアメリカ経済も影響を受けたが、2009 年後半からは再び経済成長に転じた。

国連ラテンアメリカ・カリブ経済委員会(ECLAC)が 2013 年 12 月発表したりポートによると、2013 年のラテンアメリカの国内総生産(GDP)成長率を 2.6%と予測し、2010 年の 5.8%と比較すると低水準にとどまっている。これは世界経済の落ち込みの影響といえるが、海外からの直接投資は 1,491 億ドル(主要 17 カ国)を予測しており、前年比 16%増となっている。これはラテンアメリカの将来への期待を反映したものであり、2010 年と比較すると 2 倍である。過去に、長年にわたってハイパーインフレに悩まされたラテンアメリカは、最近は国によって差はあるものの比較的落ち着いており、インフレも年率 7.1%と予測されている。

次に拡大する市場に関連して、消費市場と社会基盤整備について補足する。

(1)消費市場

ラテンアメリカ市場の拡大は、中間所得者の増加も大きな要因だ。ラテンアメリカは独立以来、一貫して政治的には貧富の格差の解消が課題とされている。21 世紀に入るとポピュリズム的傾向の政府が多く誕生し、貧困層が激減してきた。

例えばブラジルは、2014 年度は中間層が 60%という予測であり、2003 年と比較すると 23 ポイント上昇となっている(出所:ゼツリオ・バルガス財団(FGV))。この結果、分割払いで自動車を購入できる階層が急増した。ブラジルの自動車(四輪車)販売台数は、2003 年 140 万台だったが、2012 年には 380 万台(世界 4 位)となり、10

年間に2.7倍と大きな伸びを示した。2013年上期は、180万台と前年比105%と増加を続けている(出所:ブラジル自動車工業会(ANFAVEA))。

(2) 社会基盤の整備

輸出の急増による第1次産品の増産や、自動車を含む社会的な豊かさに伴う社会基盤の充実が急がれている。特に都市部の道路網の拡充・整備、鉄道や地下鉄、バスなどの大量輸送手段の導入、さらに貿易量の増加に伴う港湾の増強は、一刻も早く実現する必要がある。さもないと、金属や食料の資源を渴望している新興国や途上国のニーズに応えられないという恐れがある。

ラテンアメリカ諸国はインフラストラクチャーのプロジェクトに大規模な投資計画を遂行中であり、発電、港湾、高速道路、空港の建設・拡張に外国企業が積極的に参加している。日本政府も、官民連携での取り組みが必要との認識に立ち、日本貿易振興機構(JETRO)、国際協力機構(JICA)、国際協力銀行(JBIC)、日本貿易保険(NEXI)など、政府機関が積極的な活動を実施する方針を打ち出している。特に、省エネや災害に強い社会基盤を作るための協力(例えば防災、耐震)は現地国からも評価されるため、日本の経験を生かし、官民一体となって進める必要があるだろう。

(2014年1月29日作成)

記事提供元: 特定非営利活動法人 国際社会貢献センター ラテンアメリカ協会専務理事・事務局長 工藤 章

3. 政治・経済・産業トピックス

■ (ユーロ圏) – 第1四半期実質 GDP0.2%成長。低水準で推移

5月15日発表のユーロ圏の実質GDP成長率は0.2%と、4四半期連続のプラス成長となったが、低い伸びに留まった。一方、4月の消費者物価上昇率は前年同月比0.7%と低水準で推移しており、今後、欧州中央銀行(ECB)は、金融緩和に踏み切ると見られている。

■ (ウクライナ) – 東部2州が独立の是非を問う住民投票を実施

5月11日、ウクライナ東部のドネツク、ルガンスクの両州で、親ロシア派勢力が、地域の独立を問う住民投票を実施。開票の結果、両州とも、大多数の住民が独立に賛成したと発表された。5月12日、ドネツク州の親ロシア派勢力は、同勢力が創設した「ドネツク人民共和国」が主権国家であることを宣言した。

■ (ポルトガル) – S&P が格付け見直しを引き上げ

5月9日、米国大手格付機関S&Pが、経済の安定化を評価し、長期国債の格付け見直しを、「ネガティブ」から「安定的」に引き上げた。ポルトガルの長期国債の格付けはBBである。

■ (南アフリカ) – 総選挙で与党勝利。ズマ大統領2期目へ

5月7日実施の総選挙で、与党アフリカ民族会議(ANC)が6割の得票率を確保し、勝利した。5月21日南アフリカ議会は、ANCのズマ議長(72歳)を大統領に選出。ズマ氏が大統領2期目を担当することになった。

■ (南アフリカ) – 鉱山ストが長期化。経済に影響

プラチナ鉱山におけるストライキが4ヵ月目に突入しており、経済への悪影響が拡大しつつある。労働組合は、月額最低賃金を現在の4倍の12,500ランド(約1,200米ドル)にするよう要求しており、経営者と対立している。一部の社員には、職場に戻る動きがあるが、これら社員が殺害される事件が発生しており、これは、職場復帰を阻止する動きを見られる。プラチナ価格の下落と、ストの影響で、鉱山運営会社の業績は悪化しており、今後、数万人がリストラされる恐れも出てきている。

(2014年5月22日作成)

三菱東京UFJ銀行 国際業務部

本資料は信頼できると思われる各種データに基づき作成しておりますが、当行はその信頼性、安全性を保証するものではありません。また本資料は、お客さまへの情報提供のみを目的としたもので、当行の商品・サービスの勧誘やアドバイザーフィーの受入れ等を目的としたものではありません。投資・売買に関する最終決定はお客さまご自身でなされますよう、お願い申し上げます。

(編集・発行) 三菱東京 UFJ 銀行 国際業務部 情報室

(照会先) 北村 広明

(e-mail): hiroaki_2_kitamura@mufg.jp